

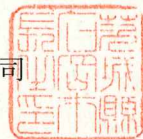
石岡市告示第 766 号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の告示

石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施について、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 5 日

石岡市長 谷 島 洋 司



1. 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 称 石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務特記仕様書（案）」に記載する業務
- (3) 上 限 額 110,055,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 標準履行期間 300 日間

2. 参加資格要件

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たしていること。なお、複数の事業者で構成する共同事業体により参加する場合は、特別な記載がない限り、すべての事業者が以下の要件を満たすこと。

ア 石岡市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 20 年石岡市告示第 429 号）による審査の結果、建築関係建設コンサルタントとして登録が認められた者、かつ入札参加有資格者名簿に登載された者であること。または、入札参加有資格者名簿に登載されていないが、参加意向申出書の提出までに本件に対応するとして定めた種目において入札参加資格審査申請を行っており、候補者を特定する期間までに登載が完了する見込みであること。

※ 入札参加資格審査申請についてのお問合せは石岡市契約検査課まで

〈石岡市契約検査課〉 電 話：0299-23-1111（内線 7233）

メール：keiyakukensa@city.ishioka.lg.jp

イ 参加意向申出書の提出期限から候補者の特定の日までにおいて、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成 17 年石岡市訓令第 15 号）の規定による指名停止を受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定による石岡市の入札参加の制限を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申出がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申出がなされている者（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに暴力団の維持運営等に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者でないこと。

カ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をおこなっている者であること。

キ 平成 22 年度以降に日本国内において座席数 500 席以上のホール機能を有する施設等の新築事業に係る基本設計若しくは実施設計の策定を元請けとして受託し、適切に履行、完了した実績があること。共同事業体としての実績は、代表事業者としてのもののみ可とする。なお、共同事業体で申請する際は、代表事業者のみが要件を満たす場合も可とする。

ク 配置予定技術者（資格者）の条件は、以下のとおり。

配置人員		管理技術者及び照査技術者、各分野（総合、構造、電気、機械）に主任担当技術者を置くこと。 管理技術者、照査技術者、各主任担当技術者を兼任することはできない。
予定技術者（資格者等）	管理技術者	一級建築士の資格保有者（資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者）であり、参加事業者と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。なお、共同事業体である場合は、代表事業者に属していなければならない。

	照査技術者	一級建築士の資格保有者（資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者）であり、参加事業者と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。なお、共同事業体である場合は、代表事業者に属していなければならない。
--	-------	---

(2) 共同事業体による参加

複数の事業者で構成する共同事業体により参加する場合は、以下のとおり。

- ア 共同事業体は自主結成とする。
- イ 共同事業体の構成事業者数は 3 事業者以内とする。
- ウ 代表する事業者を定め、代表事業者がその手続を行うものとする。
- エ 出資比率の下限は、2 者の場合は 30 パーセント、3 者の場合は 20 パーセントとし、代表事業者の出資比率は構成事業者中最大であること。
- オ 運営形態は、構成事業者が一体となって履行する方式を原則とすること。
- カ 共同事業体により参加申込した後において、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めない。
- キ 単独で参加する事業者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとし、複数の共同事業体において同時に代表事業者又は構成事業者になることもできないものとする。
- ク 共同事業体を構成する場合は、上記（１）における参加資格要件の内、ア～オまでは構成事業者すべてが満たすこと。カ、キについては、代表事業者が満たすこと。
- ケ 代表事業者は、参加意向申出書等の提出時に（要領－３）を用いて構成事業者の事業者名及びそれぞれの役割分担を明確にすること。

(3) 無効となるプロポーザル

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者
- ク 参考見積書の額が概算業務価格（上限）を超過しているもの
- ケ 第２次審査に出席しなかった者

3. 参加手続き等

(1) 市担当課

石岡市市長直轄組織 駅周辺にぎわい創生課

担当：柴沼・富田

住 所 〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目１番地１

電 話 0299-23-1111（代表） 0299-23-7745（直通） 0299-23-1110
（FAX）

メール nigiwai@city.ishioka.lg.jp

(2) 参加意向申出書の提出

提出書類（※必要に応じて追加の書類提出を求める場合がある）

ア	プロポーザル参加意向申出書	様式第１号
イ	誓約書	要領－１
ウ	現地見学申込書 ※ 現地（建設予定地）の見学を希望する者に限る	要領－２
エ	共同事業体構成員届出書 ※ 共同事業体により参加する場合に限る ※ 構成事業者の出資比率が明記された共同事業体協定書を添付すること	要領－３
オ	会社概要 ※ 一級建築士事務所の登録証明書の写しを添付すること ※ 共同事業体の場合、構成事業者も提出すること	要領－４
カ	同種業務実績 ※ 「３ 参加に必要な資格等（１）キ」に記載の実績	要領－５
キ	業務実施体制	要領－７

ク	予定技術者（資格者等）の経歴等 ※ 当該技術者の保有資格を証する書類、所属・継続的な雇用 を証する資料の写しを添付すること	要領－８
ケ	委任状	委任状様式

提出期限 令和７年９月１９日（金） 午後３時まで（必着）

提出方法 市担当課宛に、持参又は郵送にて提出すること。（ただし持参は、石岡市役所の開庁時間（月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）８：３０～１７：１５）の間のみ受け付けます。また、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

4. その他

プロポーザルに関する詳細は、「提案書作成要領」による。